

経常建設共同企業体の生成14年度競争入札 参加資格審査申請の提出要領

1 共同企業体の性格

経常建設共同企業体は、中小・中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社及び個人をいう。）が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

2 結 成

共同企業体は、次により自主結成するものとする。

- (1) 共同企業体の構成員は、2ないし3業者とする。
- (2) 共同企業体の構成員は、経営事項審査結果通知（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるもの）の総合評点が石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第3条に定める別表第1の工事種別及び等級により、同一等級に属するもの、直近等級に属するもの又は、直近二等級に属するもので結成するものとする。

ただし、県の平成13年度請負業者有資格者名簿に登載されている経常建設共同企業体にあつては、この限りではない。

- (3) 一の業者が同一業種において結成することができる共同企業体の数は一とし、二以上の業種を有する業者が結成することができる共同企業体は二までとし、業種は重複しないものとする。

3 出資比率

構成員の出資比率の最小限度は、構成員により次のとおりとする。

- (1) 二構成員の場合 30%以上
- (2) 三構成員の場合 20%以上

4 代表者要件

代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

5 資格要件

全ての構成員は、次の全てに該当すること。

- (1) 県内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業であつて、県の平成13・14年度請負業者有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 共同企業体の業種について、建設業の許可を有してからの営業年数が3年以上であること。

- (3) 共同企業体の業種について、県発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者となることができるもので国家資格を有する者が存じ、これらの技術者を原則として、工事現場毎に専任で配置しうること。

6 提出書類

- (1) 建設工事競争入札参加資格審査申請書（共同企業体）

- (2) 経常建設共同企業体協定書（甲）

協定の日付は、申請以前の日とし、第4条成立の日は「平成14年4月1日」、存続期間は「1年」、解散の時期は「履行後6箇月」としてください。

第8条に基づく協定書は、資格審査申請の際には提出する必要はありませんが、建設工事請負契約締結の際には、3に定める出資比率による第8条に基づく協定書を提出してください。

- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあつるものを提出してください。

- (4) 各構成員の県発注工事に係る契約書の写し

申請業種に係る県発注工事で直近のものを1件提出してください。

7 提出時期

提出書類は、平成14年3月1日（金）から平成14年3月8日（金）までに石川県土木部監理課建設業係に持参のうえ提出してください。

なお、平成14年4月以降においても随時に受付を行います。随時に申請する場合の経常建設共同企業体協定書（甲）第4条の存続期間については、「平成14年度限り」としてください。

8 提出部数

6に掲げる提出書類を1部提出してください。

提出にあたっては、(1)及び(2)を袋とじとし、(3)及び(4)については、とじる必要はありません。

9 その他

経常建設共同企業体協定書（甲）は、各構成員が各々1通ずつ保有することとし、建設工事請負契約締結の際には、その写しを1部提出していただきます。